

## 第27回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和7年9月19日（金）【午前9時30分開会】

1. 開催日時 令和7年9月19日（金）午前9時30分から午前11時05分
2. 開催場所 壬生町役場 大会議室
3. 出席委員 9人  
会長 10番 大橋 好一  
会長職務代理者 8番 琴寄 成人  
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己  
6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員  
なし
5. 議事日程  
開 会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
議案第4号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の件について  
議案第6号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について  
  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について  
報告第3号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の件について  
報告第4号 農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について  
報告第5号 農地所有適格法人の申請の件について  
報告第6号 農地改良に係る事前協議の件について  
その他  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野 大地  
主任 田口 梨沙 主任 松本 ひなた

## 7. 会議の概要

令和7年9月19日（金）【午前9時30分開会】

●局長 定刻になりましたので、第27回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は現在7名で、鯉沼玲子委員より欠席の連絡をいただいております。また、安納一雄委員より今向かっている旨連絡があり、高橋委員には連絡しております。また、大橋和枝推進委員より欠席の連絡をいただいております。早乙女和弘推進委員には連絡をしております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。（安納委員、高橋委員間もなく出席）

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 改めましておはようございます。今朝起きましたら、家の中より外の方が涼しいというより肌寒いと感じました。明日から彼岸の入りですが、昔の人はよく言ったもので、暑さ寒さも彼岸までということで、確かにその通りだと思います。今まさに稲の刈り取りの真っ最中ということで大変お忙しい時期だと思います。農協でも1等米の買取が3万3千円くらいということで、非常に高い値がついていますが、稲作農家としては労が報われたという気持ちであります。安くなったとしても、2万5千円位の値がついてくれば、農家の手取りとして何とか元気よくやっていけるかなと思います。

本日は総会の後に別の日程も予定されておりますので、慎重な審議にご協力いただきまして、スムーズに議事が進みますようご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 それでは、4番 刀川正己委員、7番 葭葉孝男委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐 を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (あけぼの) 自作地 111㍍  
譲受人 \_\_\_\_\_ (六美町北部) 自作地 20㍍ 借受地 48㍍  
貸付地 2㍍

(土地の表示)

壬生町大字国谷 \_\_\_\_\_ 畑 110㎡

贈与による所有権移転 稼働2人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (中泉) 自作地 219㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ (中泉) 自作地 103㍍ 貸付地 23㍍

(土地の表示)

壬生町大字中泉 \_\_\_\_\_ 畑 720㎡

壬生町大字中泉 \_\_\_\_\_ 畑 102㎡

合計 822㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円/10㍍ 稼働2人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (福和田) 自作地 85㍍

譲受人 \_\_\_\_\_ (三好町) 自作地 204㍍ 借受地 99㍍

(土地の表示)

壬生町大字福和田 \_\_\_\_\_ 畑 1377㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働3人

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (下表町) 自作地 30㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (おもちゃのまち) 自作地 212㌥  
借受地 15㌥

(土地の表示)

壬生町大字福和田_____	畑	961㎡
壬生町大字福和田_____	畑	1080㎡
壬生町大字福和田_____	畑	1014㎡
	合計	3055㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働8人

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (城内) 自作地 49㌥

譲受人 \_\_\_\_\_ (上通町) 自作地 260㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲_____	畑	485㎡
壬生町大字壬生甲_____	畑	1715㎡
壬生町大字壬生甲_____	畑	472㎡
	合計	2672㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働1人

第6項

貸人 \_\_\_\_\_ (安塚中央) 自作地 146㌥  
借受地 0.07㌥

借人 \_\_\_\_\_ (埼玉県) 自作地 6㌥  
貸付地 0.07㌥

(土地の表示)

壬生町大字安塚_____	田	1342㎡
壬生町大字安塚_____	田	1153㎡
壬生町大字安塚_____	田	697㎡
壬生町大字安塚_____	田	1933㎡

壬生町大字安塚_____	田	1 5 7 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字中泉_____	田	3 1 2 8 m <sup>2</sup>
壬生町大字中泉_____	田	2 9 5 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字中泉_____	田	1 8 6 9 m <sup>2</sup>
	合計	1 4 6 4 7 m <sup>2</sup>

20年間の使用貸借権の設定 稼働1人

第7項

貸人 \_\_\_\_\_ (上長田) 自作地 6 4 3 ㊦ 借受地 5 5 6 ㊦  
貸付地 1 5 ㊦

借人 \_\_\_\_\_ (上長田) 自作地 6 4 3 ㊦ 借受地 5 5 6 ㊦  
貸付地 1 5 ㊦

(土地の表示)

壬生町大字安塚_____	田	1 3 4 5 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚_____	田	4 7 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚_____	田	1 2 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字安塚_____	田	5 1 5 m <sup>2</sup>
	合計	2 4 5 4 m <sup>2</sup>

10年間の使用貸借権の設定 稼働3人

第8項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (六美町中央) 自作地 1 2 ㊦ 借受地 9 ㊦

譲受人 \_\_\_\_\_ 株式会社  
代表取締役 \_\_\_\_\_ (茨城県)  
自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字藤井_____	畑	1 2 9 0 m <sup>2</sup>
--------------	---	------------------------

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼働1人

ここで、第7項案件につきまして、補足説明させていただきます。第7項案件につきましては、現地調査の際に、農地の一部に雑草が繁茂しており、現地調査で高橋農業委員に指摘いただいたため、今回の申請は保留とさせていただきます旨、貸人である\_\_\_\_\_より申し出がありましたので、

保留とさせていただきます。来月の議題として再度現地調査を行っていただき、審議をしていただく予定であります。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、第8項の案件につきまして補足説明をさせていただきます。今年6月の総会において、農地法第3条の許可申請を保留とさせていただいていた案件です。

経緯につきましては、譲受人が\_\_\_\_\_さん個人での申請であり、6月17日に農業委員、農地利用最適化推進委員の方々に現地調査を行っていただき、ご本人からも営農計画について説明いただきましたが、個人で農地を取得するには、自宅からの距離が\_\_\_km以上で、通作時間も\_\_\_分から\_\_\_分ほどかかり、農地法第3条第2項第1号の農地の全部効率利用要件を満たしていないのではないかということから、その申請については保留とさせていただくこととし、ご本にもご了承いただきました。なお、譲受人の\_\_\_さんは、農業に関する会社を経営しており、株式会社化を考えているということから、自身の会社を農地所有適格法人として設立することも検討いただけるとのことでしたので、事務局としましても、農地の全部効率利用要件の観点から、譲受人の方に申請内容の調整をさせていただいているところでした。

今回、譲受人を\_\_\_さん個人から、新たに設立した農地所有適格法人として改めて申請いただいたことから、9月11日に農地所有適格法人の審査会を開催し、代表取締役の\_\_\_さんから、法人を設立した経緯や今後の営農計画等を説明いただき、農地を農政特別委員会の農業委員の皆様と現地確認を行ってまいりました。

ここで、日程が前後してしまいますが、関連がございますので、日程第12報告第5号『農地所有適格法人の申請について』、説明をさせていただきたいと思っております。

ではご説明いたします。総会資料の22ページをお開きください。

申請人は、\_\_\_\_\_株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_さん、茨城県\_\_\_\_\_市在住の方です。\_\_\_\_\_株式会社は、農業の経営、農産物の生産、管理、加工及び販売等を目的に令和7年7月に設立されました。\_\_\_さんは現在、\_\_\_\_\_市と\_\_\_市で約9ヘクタールの農地で、米や野菜等の生産を行っております。また、5年間の農業従事経験を有し、\_\_\_市の認定農業者になっております。

\_\_\_さんが経営している別会社の営業所が\_\_\_市にあり、そこで、知り合いの方から、農地を手放したい高齢の方がいるので引き受けてほしいと相談があり、その農地を取得し、オリーブの生産を開始することになり、

今回の農地所有適格法人の申請に至りました。

オリーブの栽培については、小豆島のオリーブ農家の元で研修を受け、すでに農地に苗を約 200 本定植済みで、3 年から 5 年後の本格的な出荷を目指すとのことでした。直売所、道の駅、ネット販売を出荷先とし、オリーブ油や塩漬け、油漬け等の加工品として出荷する予定としております。今後自身の会社の従業員や新たに外国人の従業員を雇用し、農業を行っていくとのことでした。

9 月 11 日に審査会を行いまして、審査結果は、計画通り営農できるものとして、農地の取得等も問題ないとの判断となりました。

説明は以上になります。

○議長 ただいま事務局より、農地法第 3 条許可申請と報告第 5 号の農地所有適格法人の申請の件について、関連があるため一緒に説明がありました。ここで、報告第 5 号について発言のある方は挙手をお願い致します。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第 5 号を終わります。

○議長 これから、農地法第 3 条の許可申請に係る調査委員の方からの調査結果報告並びに補足説明をいただき、審議していただきますが、第 8 項案件の審議の際には、先ほどの農地所有適格法人の申請についての報告内容を考慮いただき、審議をいただきたいと思います。

それでは、改めまして、第 1 項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 それでは、第 1 項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4 番 刀川 正己 委員

●4 番 刀川 正己 委員 (1 項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 1 項について説明いたします。

去る9月16日に私と早乙女春香農業委員、大栗京子推進委員と譲受人の\_\_\_\_  
\_\_\_\_立会いのもと、現地調査を行いました。贈与による所有権移転とい  
うことで、面積は110㎡ということです。チェックシートに従い、1番から7  
番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第  
3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。た  
だいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案  
第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い  
いたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並  
びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項につ  
いて説明いたします。

去る9月13日に私と安納<sup>いちお</sup>一雄農業委員、佐藤<sup>とおる</sup>達推進委員と、譲受人の\_\_\_\_  
\_\_\_\_氏立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいた  
しました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しまし  
が、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要  
件も満たしておりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。



○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る9月16日に私と第3項と同じメンバーで、譲受人の\_\_\_\_\_氏と、\_\_\_\_氏の娘さんとその婿の\_\_\_\_氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。  
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第案第1号第5項を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

● 7番 葭葉 孝男委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項について説明いたします。

去る9月16日に私と刀川正己農業委員、戸崎裕司推進委員と、譲受人の\_\_\_\_\_氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたので報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第案第1号第6項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

なお、本案件は、\_\_\_\_\_委員が申請代理人となる事案です。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されます。

\_\_\_\_\_委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

○議長 それでは、\_\_\_\_\_委員は退席をお願いいたします。

（\_\_\_\_\_委員 退席）

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第6項について説明いたします。

去る9月16日に私と鯉沼玲子農業委員、中川義人推進委員と、借人の\_\_\_\_氏、行政書士で農業委員の\_\_\_\_氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をしましたので報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 それでは、私からよろしいですか。  
この貸人と借人は親子ですか。

●6番 大関 孝男 委員  
この2人は親子で、\_\_\_\_さんは埼玉県にいますが、週に2、3回は実家に帰ってくるそうです。

○議長 それでは、貸人の\_\_\_\_さんは施設かどこかにいるのですか。

●事務局（今野農地調整係長）  
そこまでは把握していません。

○議長 \_\_\_\_さんは毎週こちらに来ているのですか。

●6番 大関 孝男 委員  
毎週来ているそうです。中泉にも田んぼがあるそうで、親の遺言で耕作しに来ているようです。

○議長 その他、何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。それでは、\_\_\_\_\_委員は席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

○議長 次に第案第1号第7項は保留となりますので、第8項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●5番 高橋 宏治 委員

すいません。第7項案件は全部保留ですか。ご本人からそういう申請があったのですか。

●事務局 (岡 局長)

はい。ご本人に連絡して、今回は保留ということで、来月、農地をきちんと除草した上で現地調査いただいて議題として挙げさせていただくということで。

●5番 高橋 宏治 委員

恐らく来月直らないと思います。この第7項の筆の中で、先ほど現地調査で雑草の件で指摘という説明がありましたが、実は権利関係が違っているのですよ。安塚\_\_\_\_\_番が\_\_\_\_\_さんではないのですよ。

●6番 葭葉 孝男 委員

\_\_\_\_\_番だけを落とすということは出来ないのですかね。

●5番 高橋 宏治 委員

そうなのですよ。\_\_\_\_\_番だけを落として、あとは問題ないので。\_\_\_\_\_番は権利を勘違いされていて、\_\_\_\_\_番は\_\_\_\_\_さんは耕作していないのですよ。その隣の土地を耕作していて、ご本人曰く、購入した時に、地番を間違えて購

入ってしまったということなのです。ですので、来月すぐに直るということではないのですよ。

●事務局（今野農地調整係長）

しかし、登記簿は\_\_\_\_\_の名前になっていますが、勘違いで、ということですか。

●5番 高橋 宏治 農業委員

そうなのです。ご本人は\_\_\_\_\_番の隣の農地を買ったつもりだったので、そこはきれいに耕しているのですが、そこは他の方の農地で、\_\_\_\_\_番は草が茂っていて、そこは事実上自分の土地ではないと言っているのです。

●7番 葭葉 孝男 委員

お互いずっと勘違いしていたのですね。

●4番 刀川 正己 委員

隣の農地の人は何とも言っていなかったのですかね。

●5番 高橋 宏治 委員

隣の農地の人もわかっているようなことを言っていました。

●7番 葭葉 孝男 委員

それでは、今回その土地を1筆落として審議してもらって、それとも、来月、その土地を1筆除いて再度審議してもらおうか。

●8番 琴寄 成人 委員

\_\_\_\_\_番とその隣の農地は面積は同じくらいなのですか。

●5番 高橋 宏治 委員

同じくらいです。最終的には圃場整備が入るので、混ざってしまうのですが。

○議長 登記簿の名義と本人の勘違いということがありますが、相手もいることなので、今回はこの件は保留とさせていただいて、来月、その\_\_\_\_\_番は抜いて、現地調査は済んでいますので、現地調査はなしで、今回の調査を活かしてもらって、再度案件として議題に挙げてもらおうということはいかがですかね。

事務局でも、ここで1筆だけ除いて許可というのも、手続き上後々問題が生

じないとも限らないので。

この件については、\_\_\_さんに事務局から話をしてもらって。将来土地改良をするというのならば、先も見えているので、登記を直節錯誤による変更で直してというのやらなくてもよいかもしれません。後は本人次第で、こちらでどうこう言えるものでもありませんので。一旦、この件は保留ということで。

● 5 番 高橋 宏治 委員  
わかりました。

○議長 それでは、第 8 項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

● 6 番 大関 孝男 委員（8 項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 8 項について説明いたします。

去る 9 月 11 日に私と大橋好一会長、琴寄成人職務代理、早乙女春香農業委員、安納一雄農業委員、岡洋子局長、今野大地局長補佐と、譲受人の農地所有適格法人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_ 氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1 番から 7 番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件も満たしておりました。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第 8 項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 1 号第 8 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 8 項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」、ご説明します。

第1項

申請人 有限会社\_\_\_\_\_  
取締役 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町表町\_\_\_\_\_ 田 756㎡

農業用倉庫敷地

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る9月16日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 大関 孝男 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る9月16日火曜日に、私と葭葉孝男委員、琴寄成人農業委員、大橋和枝推進委員、岡 洋子事務局長、今野大地局長補佐の6名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南西に約400メートルのところに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人はイチゴを主な生産物とし、生産・加工を行う農業法人です。生産量及び出荷量が増加したため、新たに苗や農業用資材等を保管する倉庫、作業所及び選果場が必要となりました。交通の便や農作業の効率性を考慮し、土地を探したところ、現在の作業所近隣である申請地を選定いたしました。

事業資金\_\_\_\_\_万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。不許可の例外に該当し、立地基準、一般基準による事業の実施性に問題はないものと思われ、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明します。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (原坪)

譲受人 \_\_\_\_\_ (東下台)

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉 \_\_\_\_\_ 田 638㎡

農家住宅敷地 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (中央)  
\_\_\_\_\_ (高根沢町)  
\_\_\_\_\_ (中央)  
\_\_\_\_\_ (栃木市)  
\_\_\_\_\_ (下坪)  
\_\_\_\_\_ (中央)  
\_\_\_\_\_ (下坪)

賃借人 有限会社 \_\_\_\_\_  
取締役 \_\_\_\_\_ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____	畑	1 3 1 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字羽生田 _____	畑	1 7 9 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字羽生田 _____	畑	1 2 1 6 m <sup>2</sup>
壬生町大字羽生田 _____	畑	3 2 8 1 m <sup>2</sup> のうち 2 6 4 2.5 0 m <sup>2</sup>
	合計	7 6 0 0 m <sup>2</sup> のうち 6 9 6 1.5 0 m <sup>2</sup>

園芸用土採取 2年間の賃借権設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る9月16日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 6番 大関 孝男 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ9月16日火曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_ から南西に約50mのところ position しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は\_\_\_\_\_ 内の借家で生活しております。現在は、本家の農作業を通いで手伝っておりますが、本年度に経営の一部を継承する予定となっております。今後、耕作地を拡大するにあたり、朝夕の作業や、緊急

の対応、農作物の盗難対策等を考慮し、耕作地周辺への新居の建設を計画いたしました。また、夫婦共働きのため、子供の面倒を見てもらうこと、及び、将来的に親の面倒を見ることを考え、本家近隣である申請地を選定しました。

事業資金\_\_\_\_\_万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

この案件は住宅敷地の転用ですが、500㎡という面積の上限はないのですか。

○議長 今野農地調整係長

●事務局（今野農地調整係長）

都市計画法上、農家住宅の場合は1,000㎡が上限ですので、特に問題はないかと思います。

都市計画法上は500㎡、1,000㎡という面積の上限が決められておりますが、農地法上は特に縛りはありませんで、確かに県で定めた基準にはなるのですが、必要があれば500㎡を超える面積でも転用が認められないということではなく、今回は農家住宅敷地ということですので、特に問題はございません。

●4番 刀川 正己 委員

それではこれからは特に500㎡にこだわらなくていいのですか。

●事務局（今野農地調整係長）

県で定めている目安的な基準ですので、だいたいその面積に合わせていく形にはなると思います。

● 4 番 刀川 正己 委員

今までは例えば499㎡とかという面積が多かったのですが。

●事務局（今野農地調整係長）

いちおう目安ではありますが、それでなくてはならないということではありません。

○議長 その他何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

● 6 番 大関 孝男 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件について報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から東に約250mのところ

に位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側、西側、南側1～2m、北側2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは4.5mを予定しております。埋戻用土は\_\_\_\_市内の業者から調達予定です。また、採取した土は\_\_\_\_市内の業者に販売予定です。

事業資金\_\_\_\_\_万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用で

あり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、9月26日開催の栃木県農業会議常設委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野農地調整係長)

それでは、議案第4号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」、ご説明します。

第1項

申請人 \_\_\_\_\_ (北原)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 \_\_\_\_\_ 畑 6,003㎡のうち  
2,290.29㎡

園芸用土採取を目的として、令和6年9月20日付で農地転用許可  
今回は、令和8年9月19日まで期間延長のための事業計画変更  
以上になります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る9月16日の調

査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 大関 孝男 委員（1項案件について報告）

議案第4号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ9月16日火曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和8年9月19日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、埋蔵文化財発掘の関係で、同じ筆内ではありますが、2本の許可・スケジュールで作業が進んでおります。この度、埋蔵文化財の発掘作業が終了し、予定通りに事業が行えることとなったことから、埋め戻し作業を効率的に行うため、先発の本件について期間延長を申請いたしました。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題なく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので、報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

埋蔵文化財の件は、結果的にどういうことなのですか。ここは掘らないということですか。

●事務局（松本ひなた主任）

掘っていきまして、2箇所目も掘り始めていて、埋戻を一緒に行いたいということです。

●4番 刀川 正己 委員

もう埋蔵文化財は関係ないということですか。

●事務局（松本ひなた主任）

埋蔵文化財の手続きは終わって、掘り始めているということです。

●6番 大関 孝男 委員

一回掘ったのですが、工事が止まっていたのですよ。それで調査が終わって掘り始めるといことです。

●4番 刀川 正己 委員

わかりました。

○議長 よろしいですか。他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明(今野農地調整係長)

それでは議案第5号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおり実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書10ページ、11ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が

4件、面積合計が35,493.90㎡となっております。

続きまして議案書12ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が3件、面積合計が7,722㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私からよろしいですか。

この間新聞に農地バンクを利用して、自作地1反分を残して残りを全て貸し付けた時に、固定資産税が半額になるということで、その情報について、農業委員会から税務課の固定資産税の係に報告を行うことになっているが、その報告がなされていないケースが結構あるという記事があったのですが、壬生町にはそういった事例がいくつかあるのですか。自作地1反分を残して残りを全部農地バンクに貸し付けているというのが。

●事務局（松本ひなた主任）

あります。毎年行っていますが、昨年度は前係長が全て調査して、税務課資産税係に報告していました。

○議長 高橋委員、そういう制度がありますよね。

●3番 高橋 宏治 委員  
知りませんでした。

●事務局（松本ひなた主任）

詳しいことは前係長が行っていたのでわかりませんが、恐らく農政課からデータをいただいて、照らし合わせてきちんと報告しているのだと思います。

○議長 農地の固定資産税だから金額はそれほどでもないと思うのですが、そういった優遇措置があるのに、内部の手続きのミスで漏れてしまうというのは、対象になった方で知らなかった方に失礼な話です。実際、農地バンクを通して何がメリットとなるか、そういった制度を知らない方が多いと思うのですよね。取得の際の登記の費用等がいくらか安くなるということは知っている方もいる

と思うのですが。後々までかかってくる固定資産税等については、殆どの方が気にしていないと思います。

● 4 番 刀川 正己 委員  
それは売買の場合ですか。

○議長 登記の費用については売買の場合ですね。貸し借りの場合に、自作地 1 反分を残して残りを全て貸し付けた時に、固定資産税が半額になるということで、金額的には大きいものではないと思いますが、市街化区域にも土地を持っている方には結構な金額になると思いますので。

○議長 その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の件について」について、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

---

○議長 次に、議案第 6 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

議案第 6 号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）』を議案のとおり変更することについて、同法同条第 6 項の規定に基づき、関係機関として農業委員会に意見を求めるもので

ございます。

『地域計画変更内容一覧』に従いましてご説明いたします。

議案書14ページ記載の1筆について、転用のための地域計画からの除外の申し出が出されております。転用目的は、住宅用敷地となっております。15ページに該当農地を示す目標地図を添付しております。

このことについては、9月2日から12日までの期間、町の公式ウェブサイトに公開し地域協議を行いました。寄せられた意見はございませんでした。

今回、地域計画からの除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられます。

説明は以上でございます。

- 議長 ただいま事務局から説明のありました議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（意見質問なし）

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

- 議長 全員賛成ですので、議案第6号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

- 
- 議長 次に報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページのとおり2件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴

う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページのとおり8件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第3条の規定による許可申請の取消願の件について」は、議案書の19ページのとおり1件の申請がございました。

内容については、先ほど説明がありましたとおり、令和7年6月3日付、売買による所有権移転として申請書を受理し、6月の総会において保留とさせていただきます。

令和7年9月2日付で、\_\_\_\_\_氏、\_\_\_\_\_氏より、農地法第3条の規定

による許可申請の取消願が提出され、令和7年9月11日付で書類を受理いたしました。

本総会の農地法第3条の規定による許可申請の案件の第8項にて、本案件の願出人が譲渡人として、譲受人が代表取締役を務める農地所有適格法人として改めて、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されております。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

---

○議長 次に報告第4号「農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願の件について」は、議案書の21ページのとおり1件の申請がございました。

内容については、令和7年3月4日付壬農委第69号にて、住宅敷地のための売買による所有権移転として届出受理書を交付した案件です。取消理由に記載のある通り、譲受人の氏名が連名になることから、令和7年8月29日付で、\_\_\_\_\_氏、\_\_\_\_\_氏より、農地法第5条の規定による届出受理処分の取消願が提出され、令和7年9月1日付で書類を受理いたしました。

本総会の農地法第5条の規定による届出の案件の第6項案件にて、本案件の願出人が譲渡人として、願出人の譲受人及び譲受人の妻が連名で譲受人として改めて、農地法第5条の規定による農地転用届出書が提出されております。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

---

○議長 次に報告第5号「農地所有適格法人の申請について」は第1号議案で報告済

です。

● 3番 高橋 宏治 委員

先ほど、報告第5号の説明の中で、申請理由として『今回の農地所有適格法人の申請に至りました。』と説明がありましたが、その言葉は少し不適切ではないかと思います。農地所有適格法人の申請という言葉がそもそもないので、もし、説明するとしたら、『農地所有適格法人として、農地を取得することについて』という言葉になるのかと思います。いかがでしょうか。農地所有適格法人の申請について法的な根拠がないのですよ。農地所有適格法人は申請してなるものではなくて、農地を取得する時にその会社が農地所有適格法人かどうかを確認するだけですので。農地所有適格法人の申請という行為自体がないのです。

○議長 それでは、この報告案件名を『農地所有適格法人の農地取得申請について』とすればいいのですかね。

● 3番 高橋 宏治 委員

そうです。それが適切だと思います。以前\_\_\_\_\_の農業委員会でいろいろありましたので、法律的なところで指摘されることもありますので、そういったところは慎重にした方が良くと思います。

● 4番 刀川 正己 委員

農地所有適格法人の確認は誰が行うのですか。

● 3番 高橋 宏治 委員

この総会や事務局です。個人が農地を取得する際に、農家要件を満たしているか確認すると同じように、会社が農地を取得する時に、その会社が農地所有適格法人かどうか確認することですので。個人に置き換えれば、個人が農地を取得する際に、事前に農家審査をするかということ、以前は審査を行っていた時期もあったようですが、その農家審査というものの自体が法律上ありませんので、農地所有適格法人の審査というものも法律上ないのですよ。

○議長 農地所有適格法人かどうかは受付時に事務局で、書類に会社の登記簿等を付けてもらって審査を行うということですかね。

● 3番 高橋 宏治 委員

農地所有適格法人の要件の申請書のようなものがあり、株主が誰で、農業従

事日数が150日間以上あるとか、そういった項目があるので、それを基に、その法人が農地を取得できるかどうか、農地を取得する時に審査をするので、あらかじめその法人がどうかという審査自体はないので、先ほどの説明の表現では、後で行政不服審査を起こされてしまうこともあるかと思っております。

○議長 最初に法人の申請をする時はどこにするのですか。

●3番 高橋 宏治 委員  
あくまで事前確認ですね。

○議長 農地所有適格法人の登記をするのでしょうか。

●3番 高橋 宏治 委員  
農地所有適格法人は株式会社等ですので、普通の株式会社等として登記します。

○議長 株式会社の中で、農地所有適格法人の理事等の過半は農業に常時従事する、年間150日間とか、そういった要件が構成されていれば農地所有適格法人になるということですね。

●3番 高橋 宏治 委員  
そこは審査するものではなく、あくまでも要件を整えるということです。

●事務局（松本ひなた主任）  
受付時に個人で申請していただく書類に加え、農地所有適格法人として要件を満たしているという書類を付けていただいて申請ということになるので、必要な要件を満たしているから農地所有適格法人ということになります。

●3番 高橋 宏治 委員  
ですので、審査とか申請という言葉がなじまないのです。

●事務局（松本ひなた主任）  
なるものではなく、なっているものなので。

●3番 高橋 宏治 委員  
そういうことです。

○議長     ということは、法人が農地を取得することについて、この総会場で共有するということですかね。

●3番     高橋 宏治 委員  
確認したということで良いと思います。

○議長     皆さんで共有していけば間違いは防げると思いますので。  
それではよろしいでしょうか。それでは次に移ります。

---

○議長     次に報告第6号「農地改良に係る事前協議の件について」、事務局より説明をお願いします。

●局長     記載のとおり報告

報告第4号「農地改良に係る事前協議の件について」は、議案書の23ページのとおりに1件の申請がございました。

内容については記載のとおり、令和7年8月21日付で、土地所有者 故 \_\_\_\_\_氏の相続人の \_\_\_\_\_氏と、借受人 \_\_\_\_\_株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_氏より農地改良に係る事前協議が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。詳細については、今野係長より説明をお願いいたします。

●事務局（今野大地農地調整係長）

「農地改良に係る事前協議の件について」ご説明いたします。

場所は \_\_\_\_\_ から約1060m南西に行ったところにある畑です。かなり以前に1mほどの掘削をされており、長期にわたり現況の状態、農地として利用できない状態であるため、農地に適した土を用いて埋戻しを施し、農地として機能を向上させるために、今回の申請に至っております。なお、土地改良後はそばを耕作する予定であります。

工事期間は1か月、面積は総会資料では、3,616㎡とありますが、実際に土を入れる面積については2,995.67㎡です。また盛土の高さは1mです。

農地改良に係る転用許可につきましては、栃木県農政部長通知『農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて』において規定されており、工事期間が6か月以内、盛土する農地の面積が3,000㎡未満、盛土の高さが1m以内の

場合は、転用許可は要さず、事前届出の対象となっていることから、今回事前協議書を受け付けた流れになります。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私からよろしいですか。以前にこの場所を掘削されたと説明がありましたが、これは土を売ってしまったということなのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

以前に土を掘った時に、きちんと埋戻しを行わなかったという話のようなのですが。

○議長 表土を売ってしまったのかと思ったのですが、全体的に1m下がっているのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

はい、だいたい1mほど下がっています。

●8番 琴寄 成人委員

転用許可申請を出さなければならないのは30cm以上ですか。

●事務局（松本ひなた主任）

1mを超える場合です。

●4番 刀川 正己 委員

1m以内は転用許可はいらないということですか。

●事務局（松本ひなた主任）

はい、転用許可にはあたらなないということです。

○議長 届出だけで良いということですか。

●事務局（松本ひなた主任）

ですので、今回の事前協議書が提出されております。提出された書類を審査し、通知を送って手続きは終わりということですか。

● 4 番 刀川 正己 委員

1 m以上で、許可にならない場合はないのですか。

●事務局（松本ひなた主任）

先ほどの3つの要件を全て満たしていれば、転用許可は必要ありませんが、要件のうち1つでも満たしていない場合は転用許可申請が必要になります。

● 4 番 刀川 正己 委員

転用許可申請になった場合は、許可にならないということはないのですか。

●事務局（松本ひなた主任）

他の農地法第4条や第5条の転用許可申請と同じで、総会で審議してという形になります。

● 4 番 刀川 正己 委員

現在、今回のように土地が下がっていて、盛土したいという場合は、許可申請をして、ということですかね。

●事務局（松本ひなた主任）

はい、許可申請していただいて、総会で審議していただいて、承認いただき、許可が出れば、盛土の工事を行っていただくということです。

● 4 番 刀川 正己 委員

現場によっては許可が出なかったところもあると聞いたことがあるのですが。

●事務局（松本ひなた主任）

それは総会で通るか通らないかです。

○議長 工事期間、面積、盛土の高さ、この3つの要件が揃わないとだめだということですね。

●事務局（松本ひなた主任）

工事期間が6か月以内、盛土する面積が3,000㎡未満、盛土の高さが1m以内という3つの要件です。

○議長 この事前協議を出すにあたっての最低基準はあるのですか。

●事務局（松本ひなた主任）

特にないと思います。許可をとるかとらないかの境目だということなので、何か盛土等をするにあたり、問題が生じないようにしたい場合は、この事前協議を提出していただくということになります。例えば1㎡に盛土をするという場合この事前協議は不要だと思います。

○議長 何かコンボ等を使って工事を行う場合には、何をやっているのか問題にならないように事前協議をするということですかね。

○議長 その他何かございますか。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第6号は終わります。

---

○議長 その他に何かございますか。

（意見なし）

---

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第27回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時05分閉会】

会長 大橋 好一

---

4 番 刀川 正己

---

7 番 葭葉 孝男

---